

3.求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和元年度実績）

②求人事業所相談等支援実施状況（事業所向けアドバイザーによる出張相談）

参考）キャリア支援専門員と事業者アドバイザーの支援実績の比較

都道府県名	経営計画策定支援		採用計画策定支援		人事制度構築支援		職員研修支援		各種規程類作成支援		その他	
	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
合計	17カ所	17回	10カ所	11回	21カ所	28回	90カ所	99回	17カ所	20回	131カ所	134回
平均	4カ所	4回	10カ所	11回	5カ所	7回	18カ所	20回	4カ所	5回	19カ所	19回
取り組みC数	4		1		4		5		4		7	

キャリア支援専門員による出張相談		事業所向けアドバイザーによる出張相談	
カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
6,550カ所	5,974回	286カ所	309回
226カ所	221回	29カ所	31回
29		10	

北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県	1カ所	1回								2カ所	3回	
秋田県										3カ所	3回	
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県	6カ所	6回							7カ所	7回	1カ所	1回
福井県					2カ所	2回			6カ所	9回	2カ所	2回
山梨県												
長野県	5カ所	5回			8カ所	8回	3カ所	3回				
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県	5カ所	5回					13カ所	13回	1カ所	1回	4カ所	4回
滋賀県							58カ所	58回				
京都府											115カ所	115回
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県					5カ所	12回	14カ所	22回			4カ所	6回
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県			10カ所	11回	6カ所	6回	2カ所	3回	3カ所	3回		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

161カ所	161回											
567カ所	567回											
62カ所	76回	3カ所	4回									
1,184カ所		3カ所	3回									
111カ所	111回											
25カ所	25回											
11カ所	11回											
		14カ所	14回									
138カ所	546回	10カ所	13回									
122カ所	122回											
881カ所	881回	16カ所	16回									
107カ所	108回											
205カ所	205回											
91カ所												
141カ所	120回	23カ所	23回									
		58カ所	58回									
38カ所	38回	115カ所	115回									
40カ所	40回											
119カ所	134回											
	422回											
241カ所	241回											
111カ所	111回											
22カ所	22回											
30カ所	30回	23カ所	40回									
201カ所	201回											
233カ所												
9カ所	9回											
297カ所	297回											
22カ所	22回	21カ所	23回									
194カ所	194回											
1,178カ所	1,248回											
9カ所	32回											

○福利厚生センター関係資料

都道府県事務局（業務受託団体）一覧

(2021年2月現在)

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1・7 4階	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2F	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	231-0031	横浜市中区万代町1-2-4 横浜タナベビル601	045-263-6017
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5524
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2958
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0936	長野市中御所岡田98-1 長野県保健福祉事務所庁舎内	026-228-4244
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5511
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都2F	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 「きらめきプラザ」内	086-226-2827
広島県社会福祉協議会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-324-5462
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

健康管理

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- ころとからだの電話健康相談
- スポーツクラブ

慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈
- 長期勤続者退職慰労記念品贈呈

万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修
- 資格取得記念品贈呈

余暇活用

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外パッケージツアー
- 提携レジャー施設
- レンタカー
- スクール ● スキー場

情報活用

- ホームページ
- ハンドブック
- 会員情報誌
- ソウェルクラブFAXニュース

生活サポート

- 特別資金ローン、特別提携住宅ローン
- ソウェル団体生命保険・積立保険
- 傷害保険・入院保険・がん保険
- 住宅建築 ● 引越しサービス
- ショッピング ● 葬祭サービス
- カーライフ

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

ソウェルクラブ “クラブオフ”

- 国内外の宿泊施設、レジャー、スポーツ、ショッピング、映画、グルメ、介護サービス等200,000以上のメニューが優待利用

ソウェルクラブのサービスメニュー一覧

(2021年度)

区分	サービスメニュー	助成・特典等	サービス内容	
健康管理事業	●生活習慣病予防健診費用助成※	検査項目に応じて、1人当たり 2,800円～4,000円 (乳がん・子宮がん検診は800円を限度に加算)	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳がん・子宮がん検診を受診した場合にも助成	
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康に関わる品目の中から希望する1品を給付	
	電話健康相談	相談無料 通話料無料	・24時間365日、無料でいつでも電話で健康・医療相談、メンタルヘルス相談	
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・コナミスポーツ・ルネサンスは法人会員料金で利用、カーブス入会金66%OFF	
	弔慰金・見舞金			
	●・会員の死亡	60万円		
	●・ "	180万円 (就業中・通勤時の事故の場合)		
	●・会員の配偶者の死亡	10万円		
	●・高度障害見舞金	60万円	・会員が事故や病気により保険会社の定める高度障害(ただし、71歳未満)が生じた場合	
	●・後遺障害見舞金	最高120万円 (就業中・通勤時の事故が原因)	・就業中・通勤時の事故が原因で後遺障害が生じた場合	
●・入院手術見舞金	1日につき 1,000円	・就業中・通勤時の事故による場合、手術を行った場合には損害保険会社の認定した手術内容に基づき支給		
●・災害(法人)	1法人当たり 20万円			
●・第1種会員	1人当たり 2万円	・災害救助法適用地域内に所在する建物又は住居が半壊以上又は床上浸水以上の被害を被った場合		
●・第2種会員	1人当たり 1万円			
任意保険	任意加入の保険		任意に加入できる、お手頃な掛金で加入できる保険	
	●ソウェル団体生命・医療保障・積立年金保険	優良割引が適用 3つの保障を別々に選べる	・団体生命保険(万一の死亡・所定の高度障がいにも備える保険) 配偶者・お子様も加入が可能 ・医療保障保険(病気やケガによる入院に備える保険) ・積立年金保険(老後の生活資金に備える保険)	
	ソウェル傷害保険	団体割引、損害率による割引	事故によるケガの入院・通院・死亡などを補償する保険	
	ソウェル入院保険	団体割引、損害率による割引	病気・ケガによる入院等を補償する保険	
	ソウェルがん保険	団体割引、損害率による割引	がん限定した保険、がんで入院1日目から何日間でも補償	
贈呈事業	永年勤続記念品※	記念品の贈呈	・第1種会員(勤続満5年から30年勤続まで5年刻みで贈呈) ・第2種会員(勤続満5年の贈呈)	
	●長期勤続者退職慰労記念品※	記念品の贈呈	・同一法人に通算して35年以上勤務した第1種会員の退職時に記念品を贈呈	
	●結婚お祝品※	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員が結婚した場合に贈呈	
	●出産お祝品※	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈	
	●入学お祝品	1人当たり 5千円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員の子が小学校、中学校に入学した場合に贈呈	
	資格取得記念品※	記念品の贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈	
研修事業	●海外研修	・全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・ホテルは4つ星クラス	・2コース(老人福祉、障害・児童福祉のコース) 7日間 参加募集20名 10月又は11月実施(2021年度は中止の予定)	
	広報講習会	・講習受講料及び教材費無料	・広報の役割、広報誌の作成方法を学習	
	レクリエーション・リーダー養成講習会		・職場で活かせるレクリエーションについて実践的に学ぶ	
	接遇講習会(リモート)		・電話対応、接客方法等の接遇マナーやクレーム対応について学ぶ	
	メンタルヘルス講習会(リモート)		・職場におけるメンタルヘルス対策について事例検討、体験学習を通じて学ぶ	
	ハラスメント防止講習会(リモート)		・多様化するハラスメントについて幅広く学び、ハラスメント防止対策を習得する。	
	特別講習会 ディズニーアカデミー他	・ディズニーアカデミーは講習受講料一部参加者負担あり	・ニーズに応える講習会を随時開催 ディズニーアカデミー、OJTスキルアップ、eラーニング(パソコン、コンプライアンス、メンタルヘルス)	
ローン	特別提携住宅ローン	銀行提携住宅ローン 最高 10,000万円	・金利を一般利用者より割安	
	特別資金ローン	無担保で 最高 300万円	・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、金利を一般利用者より割安	
余暇活用事業	●クラブ・サークル活動助成※	1人当たり 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成	
	●指定保養所			
	└・KKR宿泊施設	優待料金に加え	●第1種会員は割引+1人1泊2,500円引き (2種会員は割引のみ)	
	└・休暇村	10%割引に加え		
	└・グリーンピア	5%割引(大沼・津南は10%割引)に加え		
	└・ダイワロイヤルホテルズ	特別優待料金に加え		
	会員制リゾート施設			
	セラヴィリゾート泉郷	会員料金	・会員制リゾートホテル・別荘	
	ラフォーレ倶楽部	会員料金	・会員制リゾートホテル	
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	会員割引 2～10%割引	・近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、クラブメッド、名鉄観光など	
	ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5～50%割引	・提携宿泊施設の割引利用	
	レンタカー	会員割引 最高55%割引	・ニッポンレンタカー、日産レンタカー、オリックスレンタカー、タイムズカーレンタル、Jネットレンタカーなど	
	会員交流	掛金の一部を事業に充てることにより、参加費が割安	・都道府県事務局が主催する会員同士の親睦、リフレッシュを図る会員交流事業を実施(観劇、コンサート、スポーツ観戦、映画、国内旅行、テーマパーク、テーブルマナーなど)	
	地域開発メニュー	レジャー施設、生活関連施設の割引利用	・都道府県事務局が地域において、割安なメニューを開発	
ソウェルクラブ“クラブオフ”	優待料金	・全国の宿泊施設、テーマパーク、日帰り湯、レジャー施設、グルメなど200,000以上のメニュー		
その他の事業	通信販売	会員割引 5%～15%割引	・ウィズカウネット(文具・事務用品)10%割引、ソウェルWEB書店5～15%割引	
	スポーツ・カルチャー	会員割引	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、通信教育など	
	ショッピングなど	会員割引 5～50%割引	・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、住宅建築、引越しサービスなど	
	情報提供など	ホームページ	http://www.sowel.or.jp	
		ソウェルクラブニュース(FAX)	毎月1回、全事業所に配布	
		情報誌「ソウェルクラブ」の発行	年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配布	
		ハンドブックの発行	全会員に配布	
事務マニュアル		各事業所に配布		
オリジナル手帳	サービス概要入りの手帳を希望する会員に配布			
オリジナルカレンダー	書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布			

●印は、第1種契約対象職員の会員のみが利用できるサービスです。その他は、全ての会員が利用できるサービスです。
(ただし、※印の事業については、会員番号“019”で始まる会員はご利用になれません。)

○都道府県別加入状況（2020年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	821	46,060	911	90.1%
青森県	75	4,584	523	14.3%
岩手県	65	3,990	334	19.5%
宮城県	44	3,271	259	17.0%
秋田県	72	4,561	228	31.6%
山形県	109	6,636	248	44.0%
福島県	95	5,535	298	31.9%
茨城県	118	6,178	508	23.2%
栃木県	81	3,873	436	18.6%
群馬県	103	4,519	411	25.1%
埼玉県	141	7,878	848	16.6%
千葉県	89	4,525	672	13.2%
東京都	317	24,904	1,043	30.4%
神奈川県	62	3,609	793	7.8%
新潟県	50	4,075	440	11.4%
富山県	101	6,358	204	49.5%
石川県	63	3,354	309	20.4%
福井県	53	3,075	221	24.0%
山梨県	28	1,271	247	11.3%
長野県	60	3,093	349	17.2%
岐阜県	95	5,763	300	31.7%
静岡県	110	5,062	460	23.9%
愛知県	111	8,840	658	16.9%
三重県	139	7,253	315	44.1%
滋賀県	57	2,782	260	21.9%
京都府	81	4,408	469	17.3%
大阪府	78	6,028	1,196	6.5%
兵庫県	79	3,593	789	10.0%
奈良県	49	2,339	224	21.9%
和歌山県	51	1,980	218	23.4%
鳥取県	25	1,144	110	22.7%
島根県	14	563	265	5.3%
岡山県	64	5,817	369	17.3%
広島県	124	13,449	460	27.0%
山口県	73	4,679	308	23.7%
徳島県	70	3,154	175	40.0%
香川県	82	4,229	192	42.7%
愛媛県	65	5,190	217	30.0%
高知県	45	1,630	195	23.1%
福岡県	151	7,788	1,162	13.0%
佐賀県	37	1,706	247	15.0%
長崎県	88	5,098	538	16.4%
熊本県	93	3,944	667	13.9%
大分県	67	3,704	342	19.6%
宮崎県	65	4,082	382	17.0%
鹿児島県	51	2,797	599	8.5%
沖縄県	108	4,095	473	22.8%
合計	4,619	272,466	20,872	22.1%

資料：社会福祉法人数Bは、厚生労働省調べ（2018年度現在）による法人数。

自宅や職場から受講できる福祉専門職大学院

「地方公共団体推薦入試」

地方公共団体の皆さまへ

我が国において多様化し複雑化する自治体の福祉行政に柔軟に対応できる人材、核を担う人材を養成します。

厚生労働省の委託を受けた日本社会事業大学専門職大学院では、地方公共団体で活躍する職員を積極的に受け入れるため「地方公共団体推薦入試」を実施しております。

特 徴

- ① 我が国唯一の福祉の専門職大学院
- ② 修業期間は1年間の木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした授業体制。2年間の履修制度もあり。多くの授業で遠隔授業方式も取り入れ、自宅等での受講もできます。
- ③ 厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④ 学納金：1年間合計約112万円（2年間の場合は約132万円）
- ⑤ 取得学位：福祉マネジメント修士（専門職）
- ⑥ 選抜方法：書類審査、個別面接審査
- ⑦ 講義は文京キャンパス（東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩5分）と清瀬キャンパス（西武池袋線「清瀬駅」よりバス約5分）で行います。
- ⑧ 専門実践教育訓練給付金の講座に指定されました。
1年履修の場合、一定の要件を満たす方に56万円が給付されます。
（詳細は厚生労働省等のwebページをご確認ください）

教育理念

人権の尊重、社会正義の実現、共生への責任、多様性の尊重といったソーシャルワークの価値に基盤を置き、人々のニーズと社会の変化に対応し、実践の改革と開発を進め、社会の変革と人々のウェルビーイングの実現に貢献できる人材を養成します。

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科

<https://www.jcsw.ac.jp/professional/>

時間割

≪1年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						
3 (13:00~14:30)						
4 (14:40~16:10)					演習 (10回)	演習 (20回)
5 (16:20~17:50)						
6 (18:30~20:00)				講義		
7 (20:10~21:40)						

≪2年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						
3						
4						演習 (15回)
5						
6				講義		
7						

これまでの派遣実績

本大学院ではこれまで、北海道、東京都、埼玉県、神奈川県、熊本県、長崎県、古河市、武蔵野市、東久留米市、八王子市、日野市、横浜市、三郷市等からの受け入れ実績があります。

学費 (令和3年度) (2年履修の場合)

(円)

区分	入学金	授業料	教育充実費	諸会費	合計
1年目	282,000	267,900	300,000	4,500	854,400
2年目	—	267,900	200,000	—	467,900
合計	282,000	535,800	500,000	4,500	1,322,300

地方公共団体推薦入試

出願資格	原則として3年以上の実務経験を有する者 (※詳細は入試要項をご参照ください)					
選考方法	① 個別面接審査 (約30分) ② 書類審査 (「地方公共団体の推薦書」「実践研究計画書」「実践記録」)					
試験時間割	面接審査 (9:00 ~) ※開始10分前までに入場					
試験日程 (令和3年)		試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料
	第2期	1/24 (日)	12/14 (月) ~ 1/8 (金)	2/15 (月) 正午	2/16 (火) ~ 2/22 (月)	
	第3期	3/6 (土)	1/12 (火) ~ 2/16 (火)	3/11 (木) 正午	3/12 (金) ~ 3/18 (木)	
	第4期	3/14 (日)	2/24 (水) ~ 3/5 (金)	3/14 (日) 17:00	3/15 (月) ~ 3/18 (木)	

※筆記試験が免除されます。

願書請求・お問合せ先

≪日本社会事業大学 入試広報課≫

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Fax: 042-496-3081 / Web: <https://www.jcsw.ac.jp/>

中央福祉学院において実施する研修（令和3年度）

令和3年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

課程名		目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先
国の委託事業	1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔集合研修4日〕	【受講期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。	R3.4.9(金) 社会福祉研修 主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔集合研修5日〕	【受講期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。 ※国立施設長の集合研修と同時に実施	R3.4.9(金) 社会福祉研修 主管部まで
	3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース	1回 1回	200人 200人	3日 3日	(1) 経営管理コース (2) 人事管理コース 映像研修	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください
国の補助事業	4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は2020年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔集合研修5日〕	【受講期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日 スクーリング： R3.10.22(金)～26(火)	R3.4.9(金) 社会福祉研修 主管部まで
	5 「福祉職員キャリアパス 対応生涯研修課程」指導者 養成研修会	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 テキスト類および「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	80人	3日	R3.8.29(日)～8.31(火)	R3.4.9(金) 中央福祉学院まで ホームページで ご確認ください

※都合により変更する場合があります。

令和3年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (民間社会福祉事業職員)	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に就任していること	2 回	3,900 人	1 年 〔集合研修5日〕	【春期コース受講期間】R3.4.1~R4.3.31 【秋期コース受講期間】R3.10.1~R4.9.30 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1 回	700人	1 年 〔集合研修5日〕	【受講期間】R3.4.1~R4.3.31 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。 ※公立施設長の集合研修と同時に実施
3 社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第3条第一号イのいずれかに該当する者	1 回	〔第8期〕 560 人	9か月 〔ZOOM研修 2日×2回 (演習1・演習2) 及び 映像受講 (演習3・演習4)〕 〔要実習者は 実習指導第1回3日、 第2回2日〕	【ZOOM研修日程】 R3年 東京A①5.22(土)~23(日) ②8.28(土)~29(日) 東京B①5.29(土)~30(日) ②8.14(土)~15(日) 神戸 ①5.15(土)~16(日) ②8.21(土)~22(日) 葉山A①4.24(土)~25(日) ②7.31(土)~8月1日(日) 葉山B①5.08(土)~09(日) ②8.07(土)~08(日) 実習SC(葉山)①4.21(水)~23(金)②11.29(月)~30(火) 葉山：中央福祉学院(神奈川県葉山町)
4 福祉施設長専門講座 〔通信課程〕	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1 回	〔第45期〕 200 人	1 年 〔集合研修4日×2回〕	①R3.7.9(金)~7.12(月)(オンライン研修) ②R4.2.10(木)~2.13(日)(集合研修)(調整中)
5 社会福祉法人会計実務講座 〔通信課程〕	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1 回	1,000人	6ヵ月 〔集合研修3日〕	【受講期間】令和3年8月1日~令和4年1月31日 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。
6 都道府県・指定都市社会福祉協議会 管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1 回			
7 市区町村社会福祉協議会 管理職員研修会	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1 回			
8 都道府県・指定都市社会福祉協議会 中堅職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技能の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員等	1 回			
9 都道府県・指定都市社会福祉協議会 新任職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技能の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員等	1 回			
10 スーパービジョン研修会	福祉職場の職員等への指導・助言(スーパービジョン)に組織として取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の管理職員(施設長、部・課長等)、指導的立場の職員(主任、係長等)	1 回	40人	3 日	オンライン開催 中央福祉学院ホームページで周知する。

※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院において実施する研修(令和3年度)

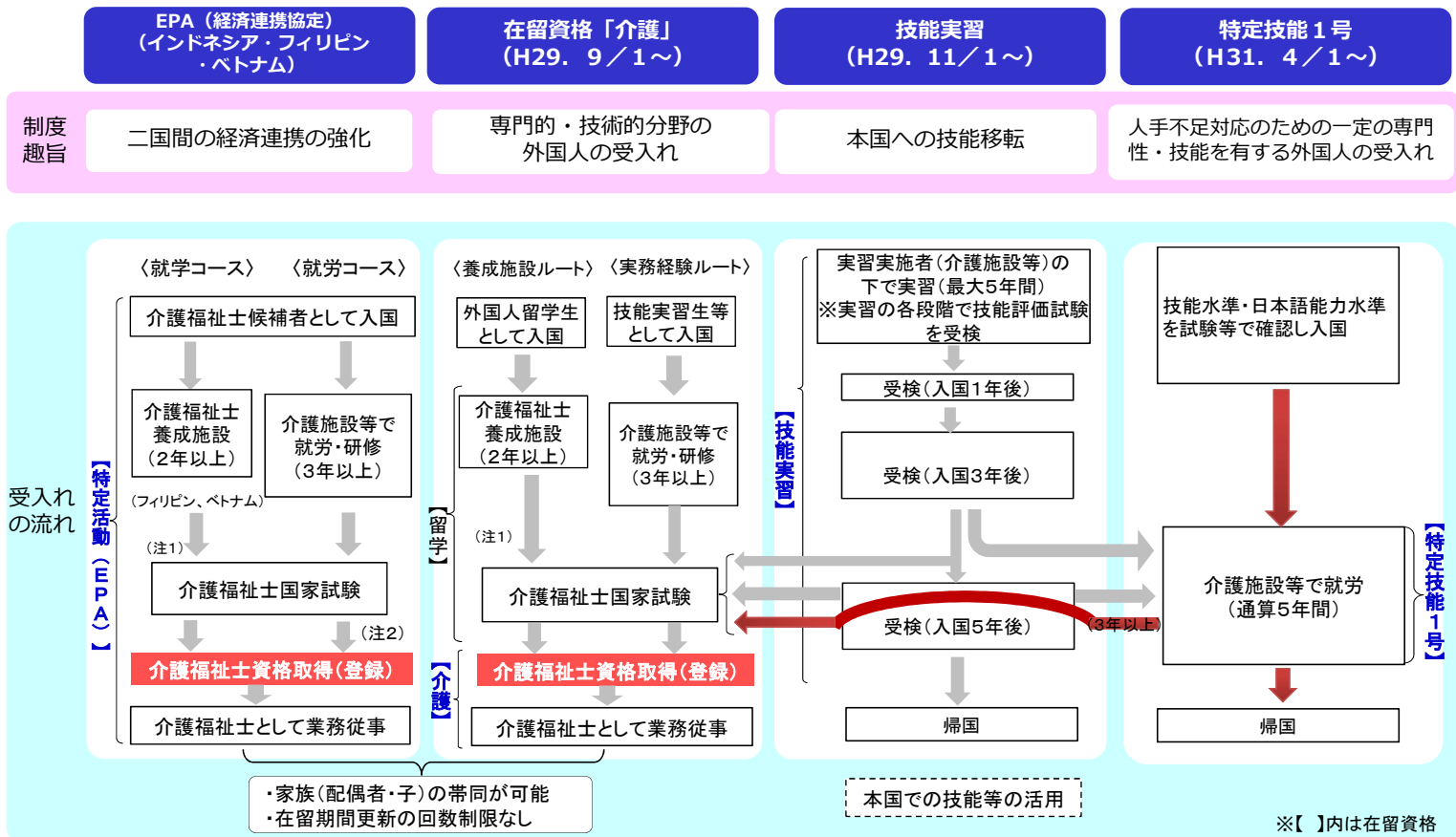
オンライン研修

令和3年2月22日現在

研修名	目的	対象者	受講員 数	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修				
a 社会福祉法人、老人福祉施設および障害者福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設(介護保険施設、老人福祉施設および障害者福祉施設等)の許認可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において、社会福祉法人・福祉施設(介護保険施設、老人福祉施設および障害者福祉施設等)の許認可、運営、経理の指導監督の業務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者	80名 (各40名)	老人福祉施設担当 2021年5月25日(火)及び26日(水) 障害者福祉施設担当 2021年5月25日(火)及び27日(木)
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導監督の業務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者	40名	2021年5月25日(火)及び28日(金)
福祉事務所長研修	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、参加者相互の情報交換や演習を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とします。	地方公共団体内において、福祉事務所長として業務に従事する者	35名	2021年6月23日(水) ～6月25日(金)
ユニットケアに関する研修(施設整備・サービスマネジメント)	ユニット型施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設等)の施設整備およびサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とします。	(1) 都道府県、指定都市および中核市の高齢者福祉担当部局に所属するユニット型施設の施設整備担当者 (2) 都道府県、指定都市および中核市の高齢者福祉担当部局に所属するユニット型施設のサービスマネジメント担当者	100名 (1)50名 (2)50名	2021年6月30日(水) ～7月2日(金)
生活保護自立支援推進研修	都道府県・指定都市・中核市および福祉事務所において生活保護(生活困窮者)の自立支援に関する事業を担当する職員が、管内における要保護層への自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、効果的な自立支援の事業企画運営手法および自立支援スキル向上にむけた人材育成の手法を修得することを目的とします。	(1) 都道府県・指定都市・中核市において、生活保護(生活困窮者)の自立支援に関する事業を推進する者 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を推進する者	20名	2021年9月8日(水) ～9月10日(金)
児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修	児童相談所の中堅の児童福祉司・児童心理司・保健師が、より効果的な児童虐待の相談援助を進めるために、多職種・多機関連携の意義を理解し、必要な知識・技能を修得することを目的とします。	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師	60名	2021年11月10日(水) ～11月12日(金)
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害等の問題を抱える母子に対する保護支援の充実にむけて、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員が、婦人保護事業やDV被害者支援に必要な知識・手法を修得することを目的とします。とくに、同伴児童、若年女性、性暴力被害者等への保護支援について深く学び、関係機関との連携・協働による事業の改善・向上を目指します。	暴力・虐待の被害等の問題を抱える母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関の指導的立場の職員(婦人保護事業の実施機関である婦人相談所等の所長や相談指導員等)	20名	2021年11月24日(水) ～11月26日(金)
[問い合わせ先]	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-1111 https://www.niph.go.jp 最新の情報は随時本院ホームページでご確認ください。			

参考資料12

外国人介護人材受入れの仕組み

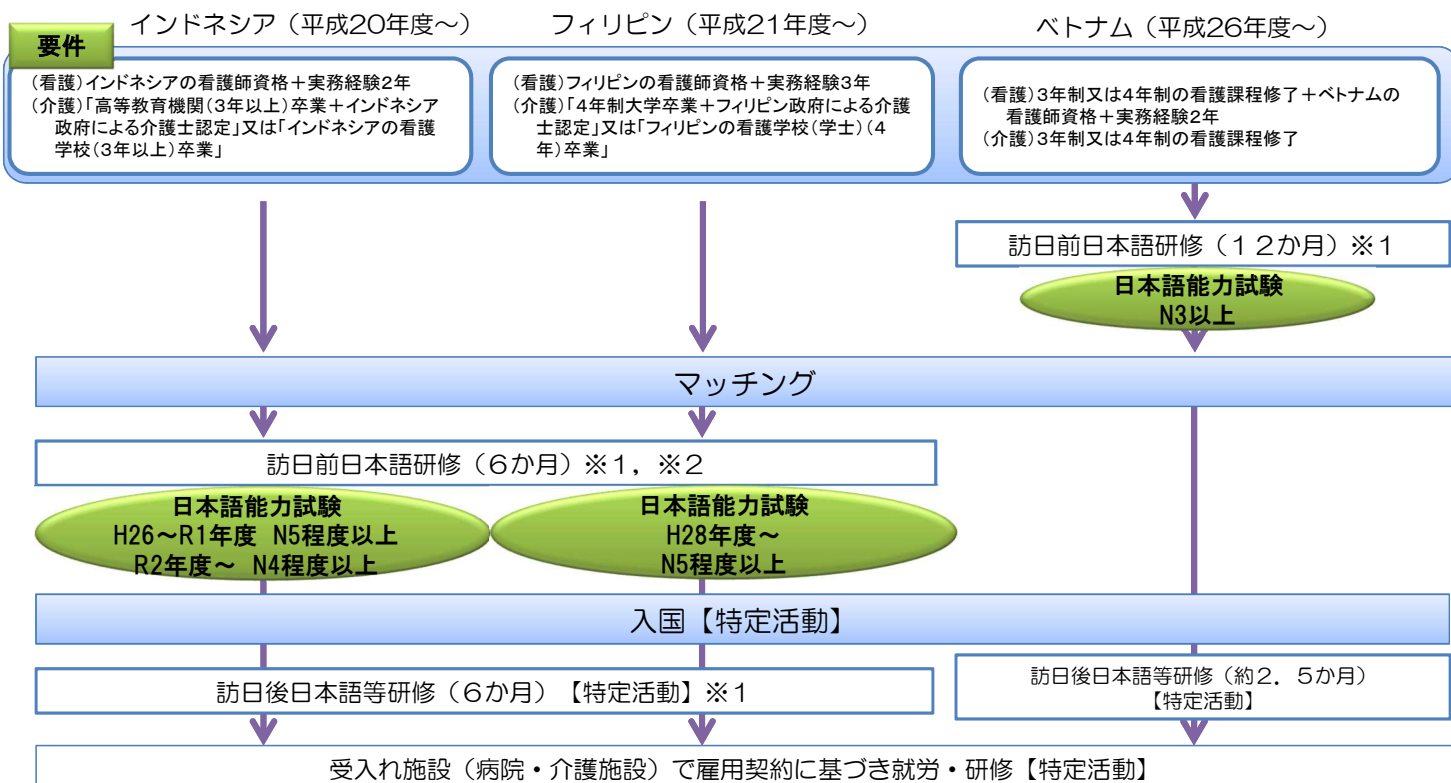


(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

参考資料13

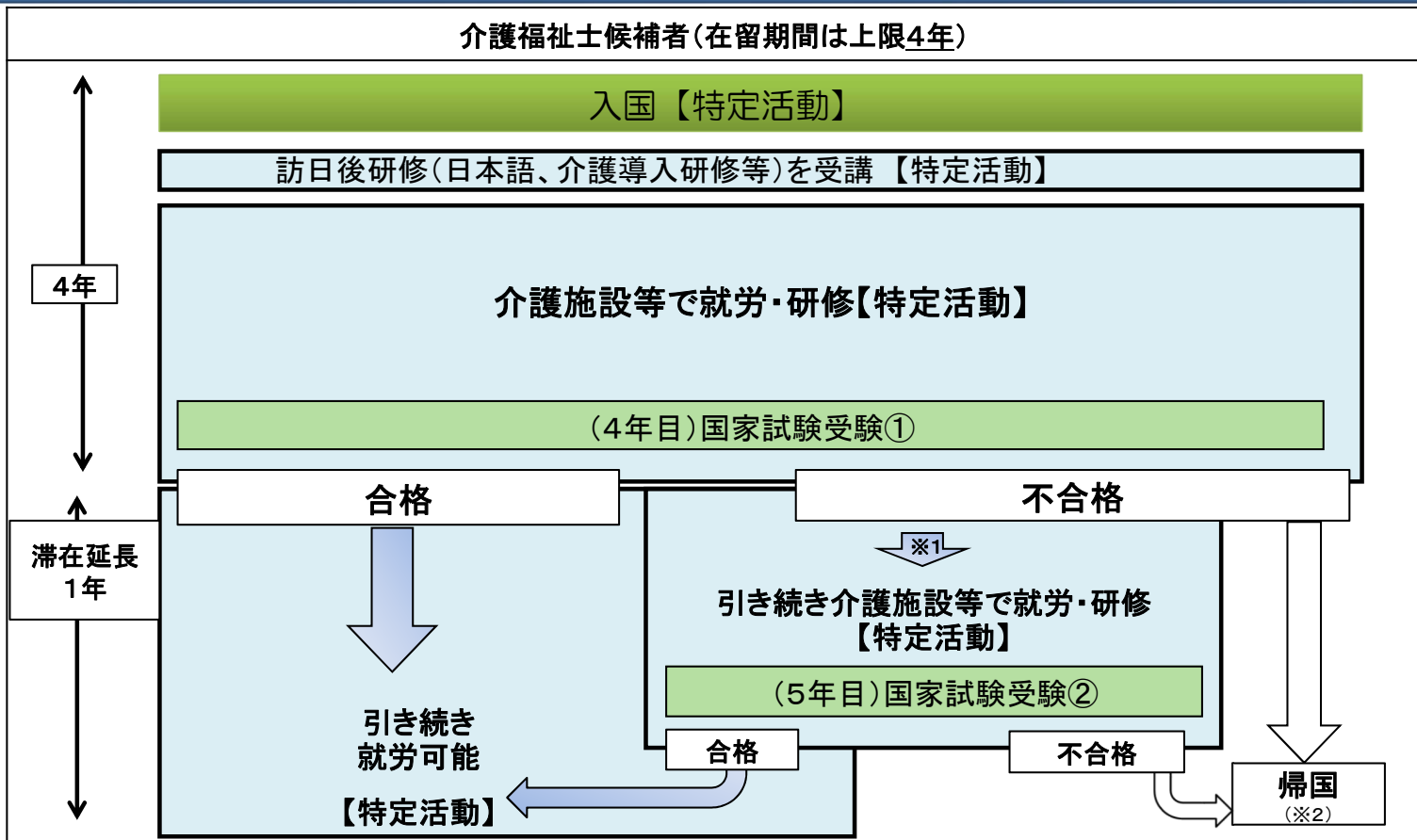
経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定 (EPA) に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【】内は在留資格を示す。
 注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。
 また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。
 注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。

経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護:入国以降)



(※1) 一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。
 (平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月、平成31年2月の閣議決定による。)
 (※2) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
 注) 【 】内は在留資格を示す。

介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前	訪日後	受入れ施設での就労・研修中	介護福祉士国家試験の受験
<p>日本語研修</p> <p>インドネシア・フィリピン 訪日前12カ月間 ベトナム 訪日前6カ月間</p>	<p>【訪日後日本語研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア・フィリピン = 訪日後6カ月間 ・ベトナム = 訪日後2.5カ月間 <p>【介護導入研修】</p> <p>※訪日後日本語研修期間の内10日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要 介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修 ○ 研修時間 40時間以上 ○ 研修科目例 〔介護〕 介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護等 	<p>1 受入れ施設における学習・指導経費の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の学習支援(候補者一人当たり) ※ 日本語講師や養成校教員の受入れ、日本語学校への通学等(235千円以内/年) (1) 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣 (2) 日本語学校への通学 (3) 模擬試験や介護技術講習会への参加 (4) 学習支援に必要な備品購入費 ※ 喀痰吸引等研修の受講に係る経費(95千円以内/年 日本での滞在期間中一回のみ) ○ 研修担当者への支援(1病院・1施設当たり) ※ 研修担当者の手当等(80千円以内/年) <p>2 外国人介護福祉士候補者学習支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修 (2) 介護分野の専門知識に関する通信添削指導 (3) 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置) <p>3 国際厚生事業団による受入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 巡回訪問指導 (2) 相談窓口の設置 (3) 日本語・漢字統一試験 (4) 受入れ施設担当者向けの説明会 (5) 過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供 (6) 学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加) (7) 就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示 (8) 受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示 	<p>介護福祉士国家試験の受験</p> <p>全ての漢字へのふりがな付記、難解な表現の言葉換え、疾病名等への英語併記、試験時間の延長(看護 1.3倍 介護 1.5倍)</p>

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

担い手を生み出す ~ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考)
介護福祉士登録者数
139.8万人(H27年度)
介護福祉士養成施設数
379校(H27年4月)

(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

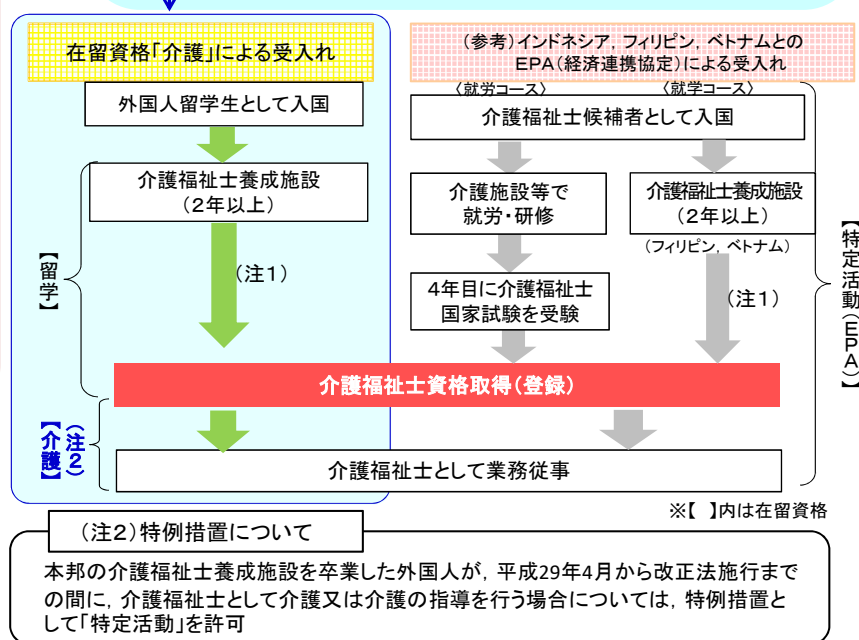
在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動



(注2) 特例措置について

本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合については、特例措置として「特定活動」を許可

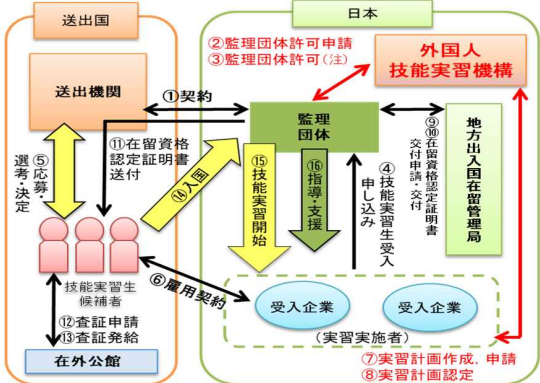
※【】内は在留資格

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(平成5年に制度創設)
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約41万人在留している。
※令和元年末時点

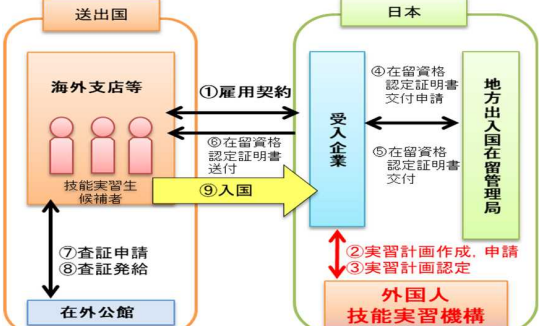
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

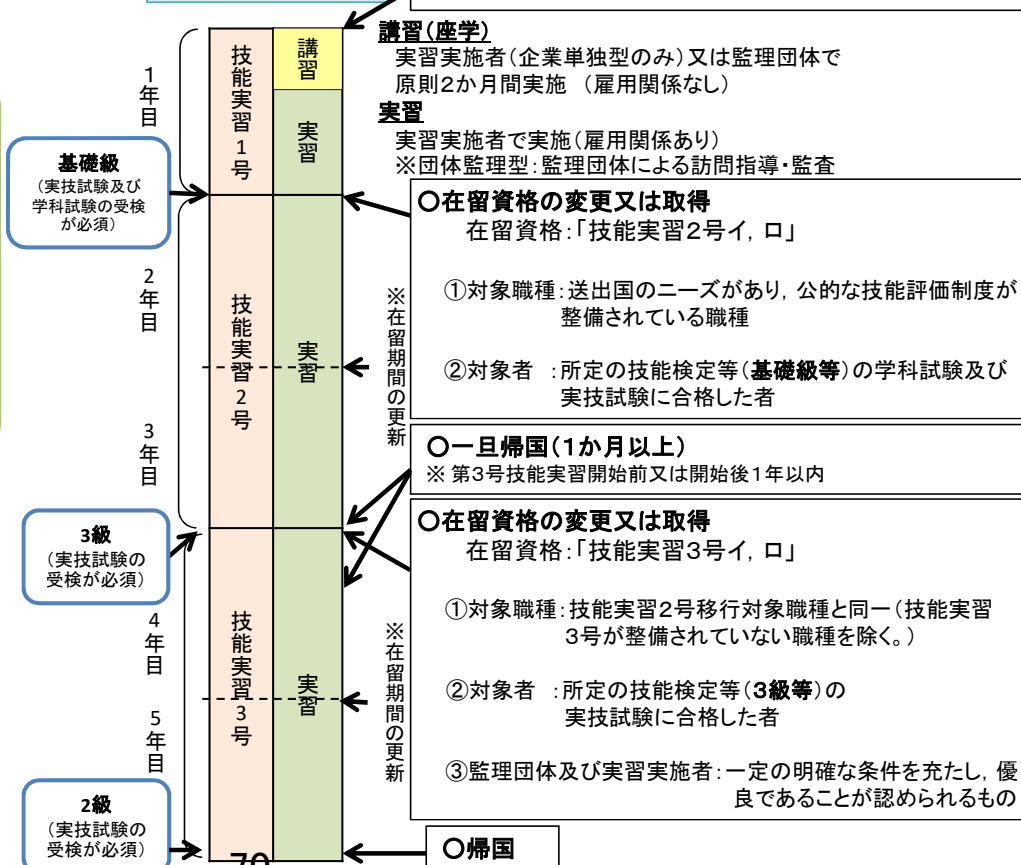


注:外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 <small>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</small>	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件ただし、一定の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とする (参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設)ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころからのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し込み等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（令和3年1月9日現在）

申請件数	許可件数
3,532件 (うち介護職種1,010件)	3,212件 (うち介護職種955件)
	うち一般監理事業(※1) 1,653件 (介護職種439件)
	うち特定監理事業(※2) 1,559件 (介護職種516件)

- (※1) 一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。
- (※2) 特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（令和2年12月末現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型(※3)	27,543件 (うち介護112件)	27,230件 (うち介護78件)
団体監理型(※4)	1,034,290件 (うち介護22,052件)	1,004,616件 (うち介護19,985件)
計	1,061,833件 (うち介護22,164件)	1,031,846件 (うち介護20,063件)

- (※3) 企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。
- (※4) 団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (N4以上) (上記に加えて) 介護日本語評価試験 等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注) 訪問系サービスは対象外 〔1 試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験の実施状況

《これまで》

- 2019年4月からフィリピン、9月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年2月からミャンマー、2020年11月からタイにおいて順次実施。
- これまで介護技能評価試験に計10,365名、介護日本語評価試験に計11,018名が合格(2019年4月～2020年12月試験の実績)。

《今後》

- フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、日本(47都道府県)において、引き続き実施予定。
- また、ベトナムなど、実施環境が整った国から順次実施。

EPA介護福祉士候補者

- EPA介護福祉士候補者として入国し、**4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者(※)**については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、**「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。**
- 「特定技能1号」に移行することにより、**さらに最長で5年間**、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

(※)具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、「合格基準点の5割以上の得点であること」「すべての試験科目で得点があること」について、地方出入国在留管理官署で確認。

技能実習「介護」

- **「技能実習2号」(技能実習生として入国して3年目)を良好に修了した者**は、**「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験・日本語試験の合格を免除。**
- 「特定技能1号」に移行することにより、**さらに最長で5年間**、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

介護人材受入促進事業 公式サイトを開設



<https://japancwg.com/>



日本語を除く 6 言語で展開

(現状英語、インドネシア語)

外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載

- ① 介護の仕事
- ② 日本の魅力
- ③ 特定技能制度・Q&A
- ④ 介護の仕事で働く外国人インタビュー動画
- ⑤ オンラインセミナー映像

公式Facebookページ・Youtubeチャンネル



英語を中心に情報発信

(セミナーの情報等は現地語で発信)

日本の生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿

- ①日本での仕事や生活の様子
- ②特定技能制度や試験に関する情報
- ③介護の仕事について
- ④日本語の勉強
- ⑤外国人インタビュー映像
- ⑥オンラインセミナーの紹介

厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide



厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide

オンライン現地説明会の実施状況



Japan Care Worker Guide

～オンライン現地説明会～

主催：Japan Care Worker Guide運営事務局
(株式会社エス・エム・エスキャリア内)

対象：各国在住の日本関心層、日本での生活や就
労に興味を持っている若年層など計50名程度

[11月26日に開催 インドネシアでの実施状況]

日本とインドネシアの3学校を結んだ
オンライン配信を実施。

- ① Institut Kesehatan Mitra Bunda
(スマトラ) ※看護学科を有する大学
- ② Poltekkes Karya Husada YGK
(中ジャワ) ※看護・助産師の短期大学
- ③ Universitas Muhammadiyah Malang
(東ジャワ) ※看護・理学療法士の大学・短大

厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide

現地説明会の実施状況



Japan Care Worker Guide

～オンライン現地説明会～

今後の実施スケジュール：

- ①2020.11.26 / インドネシア
- ②2020.12.16 / モンゴル
- ③2020.12.20 / カンボジア
- ④2021.1.19 / ミャンマー
- ⑤2021.1.20 / フィリピン
- ⑥2021.2.5 / ネパール

厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide

厚生労働省令和2年度老人保健健康増進等事業

介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究

<本調査研究の目的>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

- 特定技能など外国人介護職員の就労・生活実態、及び受入れ事業所における受入れの準備や支援の実態の把握
- 新型コロナウイルス感染症が外国人介護職員に与えた影響や、受入れ事業所の取組み等の把握
- 特定技能など外国人職員に限られた地域に集中せず、全国で広く受入れと定着が進むよう、受入れ事業所にとって必要な知識と方策を整理したガイドブックの作成

<調査研究手法> アンケート調査、ヒアリング調査

外国人介護職員受入れ事業所・本人調査

- 特定技能など外国人介護職員の就労及び生活の実態、受入れ事業所の準備や支援の状況、及び新型コロナウイルス感染症が外国人介護職員に与えている影響等を把握するため、全国の介護事業所及び外国人介護職員本人へのアンケート調査を実施する。
- 調査対象:
 - ①特定技能など外国人介護職員(身分系の在留資格を持つ方、留学生を除く)を受け入れている事業所全数
 - ②外国人介護職員本人
- 調査方法: 郵送調査
- 調査時期: 2020年11月
- 調査項目: (略)

登録支援機関・送出し機関調査

- ガイドブックの作成にあたり、特定技能など外国人介護人材の受入れに係る情報収集と先進事例等を把握するため、日本国内の登録支援機関、監理団体、及び海外の送出し機関等へのヒアリング調査を実施する。
- 調査対象: 国内の登録支援機関・監理団体、海外現地の送出し機関
- 調査方法: 訪問あるいはWEBを活用したヒアリング調査
- 調査項目: (略)

<ガイドブック(案)>

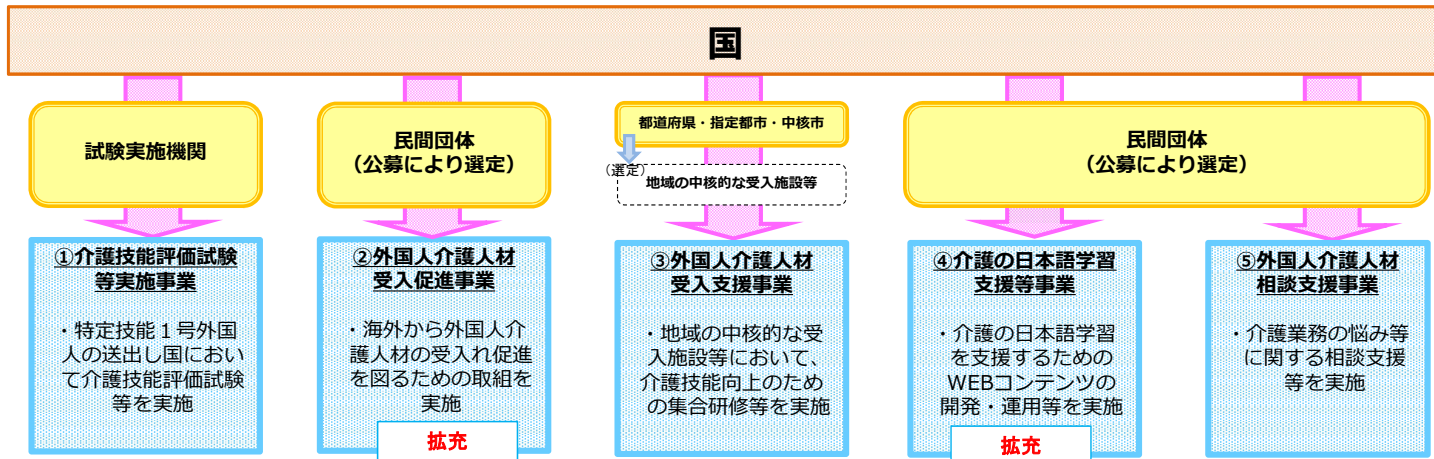
- 対象者(読み手): 特定技能など外国人介護職員の受入れを検討している介護事業者
- 記載内容(案):
 - 特定技能外国人の受入れの仕組み
 - 介護分野で働く特定技能外国人の実態
 - 特定技能外国人の受入れにあたり検討すべきこと
 - 特定技能外国人受入れの手続き
 - 受入れ後の支援
 - 参考資料
- 公開方法: 2021年4月頃、ホームページに掲載予定

外国人介護人材の関連予算

事業名	事業内容	交付先(令和2年度)
【外国人介護人材受入環境整備事業】(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)		
介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施	プロメトリック株式会社
外国人介護人材受入促進事業	海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施	株式会社エス・エム・エスキャリア
外国人介護人材受入支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施	都道府県・指定都市・中核市(民間団体へ委託可)
介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施	公益社団法人日本介護福祉士会
外国人介護人材相談支援事業	外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、特定技能の制度説明会や外国人介護職員の交流会の開催、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施	公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)
【EPA介護福祉士候補者への支援】(※1)衛生関係指導者養成等委託費、(※2)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)		
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業(※1)	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施	公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)
外国人介護福祉士候補者学習支援事業(※1)	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施	公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業(※2)	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助	都道府県(間接補助先:介護福祉士候補者の受入施設)
【外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業】(地域医療介護総合確保基金)		
外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成	都道府県(団体委託可、市町村への補助も可)
外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施	都道府県(団体委託可、市町村への補助も可)
【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】(地域医療介護総合確保基金)		
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成	都道府県(市町村への補助も可)

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
 - ② 地方の特定技能外国人の受入れを促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施【**拡充**】
 - ③ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
 - ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援【**拡充**】
 - ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県(間接補助先:集合研修実施施設等)等

【予算額】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和2年度予算額】1,101,640千円 → 【令和3年度予算案】945,167千円

介護技能評価試験等実施事業

令和3年度予算案

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- 試験方式
コンピューター・ベースド・テストング (C B T) 方式
- 試験実施対象国
 - ・国際交流基金日本語基礎テストを実施する予定の9か国(※)のうち当該テストの実施環境が整った国等および日本国内
 - ※法務省「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日)に記載された国名は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル
 - ※2020年12月までに、フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイにおいて実施済み

2. 試験実施に必要な業務の実施

- 試験実施対象国の試験会場の手配
- 試験実施環境(不正防止、試験監督体制等)の整備
- カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

試験実施状況
(2019年4月~2020年11月まで
の実績)

●受検者数 介護技能評価試験 14,287名 / 介護日本語評価試験 13,319名

●合格者数 介護技能評価試験 9,085名 / 介護日本語評価試験 9,684名

本事業は、海外において日本の介護をPRすること等により、介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保することを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 現地説明会等を通じた情報発信

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国で現地説明会を開催し、介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報(※)を広く提供する。

※例；日本語の介護の仕事内容、日本の介護の特徴（自立支援の考え方等）、日本の介護現場で就労する外国人材の様子、日本で就労するために必要な情報の収集方法、介護の日本語の学習方法、特定技能制度の概要、介護技能評価試験や介護日本語評価試験の概要 など

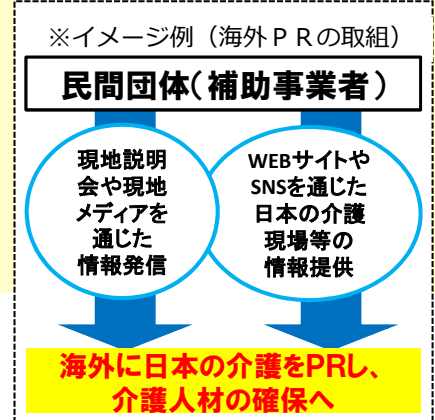
- 現地メディア等の広報媒体を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

2. WEBやSNSを利用した情報発信

- 外国人介護人材の受入促進を目的としたWEBサイトの開発・運用、SNSを利用した情報発信

(令和3年度拡充内容)

今後の特定技能の送り出し対象国の拡充を見込んで、情報発信を行う対象国を増やす。



外国人介護人材受入支援事業

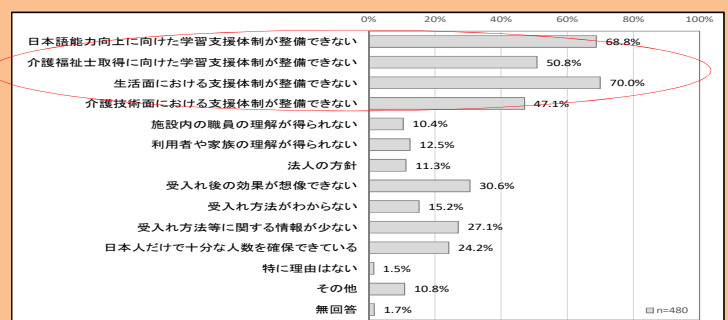
本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

○集合研修の実施等

補助率 定額補助
実施主体 直接補助 都道府県、指定都市、中核市(民間団体へ委託可)
間接補助 都道府県等が適当と認める民間団体等

- 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
⇒ 新型コロナウイルス感染症対策として、「オンライン研修」の実施を可能とすることを予定（オンライン研修用の教材やマニュアル等は別途、補助事業にて作成）。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。
- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など

➤外国人介護職員を受け入れない理由として受入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



(出典)三愛UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)



外国人介護人材受入支援事業 実施状況

【事業内容】

①集合研修等の実施

⇒ 都道府県等の管内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上することを目的として集合研修を実施する。

②外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

⇒ 外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的として、外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員を対象にした研修を実施する。

● 各自治体における実施状況（2020年度の補助金協議の有無）

自治体名	①集合研修等の実施	②外国人介護人材受入施設等職員研修
北海道	○	
青森県	○	
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県	○	
福島県		
茨城県	○	
栃木県	○	
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都		
神奈川県	○	
新潟県	○	
富山県	○	
石川県		
福井県		
山梨県	○	
長野県	○	
岐阜県		
静岡県	○	
愛知県	○	
三重県	○	

自治体名	①集合研修等の実施	②外国人介護人材受入施設等職員研修
滋賀県	○	○
京都府	○	○
大阪府		
兵庫県	○	
奈良県		
和歌山県	○	
鳥取県		
島根県		
岡山県	○	
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県	○	
愛媛県	○	
高知県	○	
福岡県	○	
佐賀県		
長崎県	○	
熊本県	○	
大分県	○	
宮崎県		
鹿児島県	○	
沖縄県	○	

27道府県

2府県

※ 外国人介護人材受入支援事業は、都道府県のほか、指定都市・中核市も事業実施主体になることができる。①横浜市・川崎市・京都市・北九州市・福岡市・越谷市・久留米市、②京都市・越谷市 が協議済。

介護の日本語学習支援等事業

令和3年度予算案

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自立的かつ計画的に行うことができるようになるためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
(令和3年度拡充内容)
- ▶自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習WEBコンテンツ

特定技能評価試験学習テキスト

介護の日本語テキスト



外国人介護人材相談支援事業

本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 相談支援の実施等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



2. 制度説明会及び相談・交流会の開催等

介護分野の特定技能外国人の受入れを検討している介護施設等を対象に、特定技能制度の周知のための説明会を開催する。
介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等を目的とした相談・交流会を開催する。

3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

◆2020年度事業内容の一例◆

無料相談・サポート体制

制度説明会、相談・交流会の開催状況

* 電話、メール、LINE、Facebook、複数言語対応可

参考資料22 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生(日本語学校・養成施設)

奨学金の貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目:日本語学校
学費:月5万円
居住費:月3万円
- 2年目・3年目:介護福祉士養成施設
学費:月5万円
入学準備金:20万円(初回に限る)
就職準備金:20万円(最終回に限る)
国家試験受験対策費用:4万円(年額)
居住費:月3万円

経費助成

補助率:1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県(委託)

2. 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

【送出国】

留学・就労希望者等
※ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル 等

協議体の設置など、地域の関係団体等と連携しながらマッチングを実施

都道府県

委託
マッチング支援団体

- ・受入れの意向の有無
- ・受入実績
- ・求める人材の確認
- ・特色あるカリキュラムや行事等の紹介
- ・施設のアピールポイント等の紹介
- ・ビデオレターの作成 等

【日本】

介護福祉士養成施設

介護施設等

①養成施設、介護施設等からの情報の提供

②現地教育機関等からの情報の提供

③現地合同説明会等のコーディネート

③現地合同説明会等の開催

留学生候補者や特定技能入国希望者と、受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等の間でマッチングを行うため、現地で合同説明会等を開催する。

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



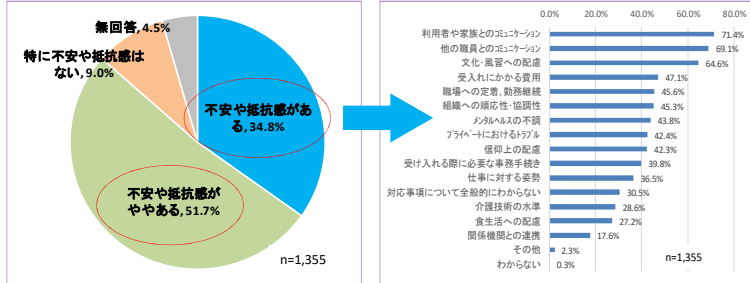
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



参考資料23

地域医療介護総合確保基金（特定技能関連）実施状況

【事業内容】

①外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

⇒ マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する。

②外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

⇒ 介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

● 各自治体における実施状況（2020年度予算計上状況）

自治体名	①マッチング支援事業	②環境整備事業			自治体名	①マッチング支援事業	②環境整備事業		
		コミュニケーションの促進	資格取得	生活支援			コミュニケーションの促進	資格取得	生活支援
北海道					滋賀県	○			
青森県					京都府				
岩手県					大阪府				
宮城県	○				兵庫県		○		
秋田県		○		○	奈良県		○		○
山形県	○	○		○	和歌山県				
福島県	○				鳥取県		○	○	○
茨城県					島根県		○		
栃木県	○				岡山県				
群馬県		○		○	広島県			○	○
埼玉県					山口県				
千葉県	○				徳島県				
東京都					香川県				
神奈川県	○				愛媛県	○			
新潟県		○		○	高知県		○		○
富山県	○	○			福岡県	○	○	○	○
石川県					佐賀県				
福井県		○			長崎県	○	○		○
山梨県					熊本県				
長野県					大分県	○	○		○
岐阜県	○				宮崎県	○			
静岡県	○				鹿児島県	○			
愛知県		○		○	沖縄県				
三重県									

16県

15県

12県

10県

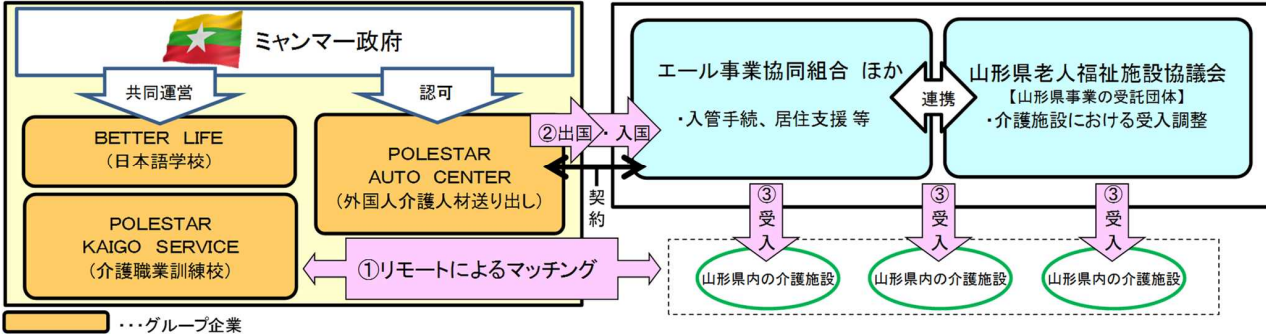
【山形県】外国人介護人材受入体制構築推進事業

事業概要(目的・内容)

- ① ミャンマーにおける特定技能の就労希望者及び留学希望者等を山形県内の介護施設・事業所で受け入れるため、現地の介護職業訓練校等の学生と県内施設・事業所担当者とのリモートによるマッチングを実施する。【基金事業】
 - ② 県内の高等教育機関と連携し、特定技能等の外国人や当該外国人の受入施設の指導担当職員を対象とした集合研修及び外国人受入施設への日本語及び介護技術の講師派遣を実施する。
 - ③ 外国人介護人材を受入れる介護施設の外国人に対する学習面、生活面の支援の取組みに対して補助金を交付する。【基金事業】
- (※)①、②は「一般社団法人山形県老人福祉施設協議会」への委託により実施

事業スキーム

■ マッチング支援事業(山形県)



事業実績・成果

- 令和2年度の事業内容
 - ・事業者説明会開催
令和2年11月26日(木) 参加者31名
 - ・リモート説明会
 - ・集合研修の実施
 - ・外国人受入施設支援
- 調整中

今後の課題

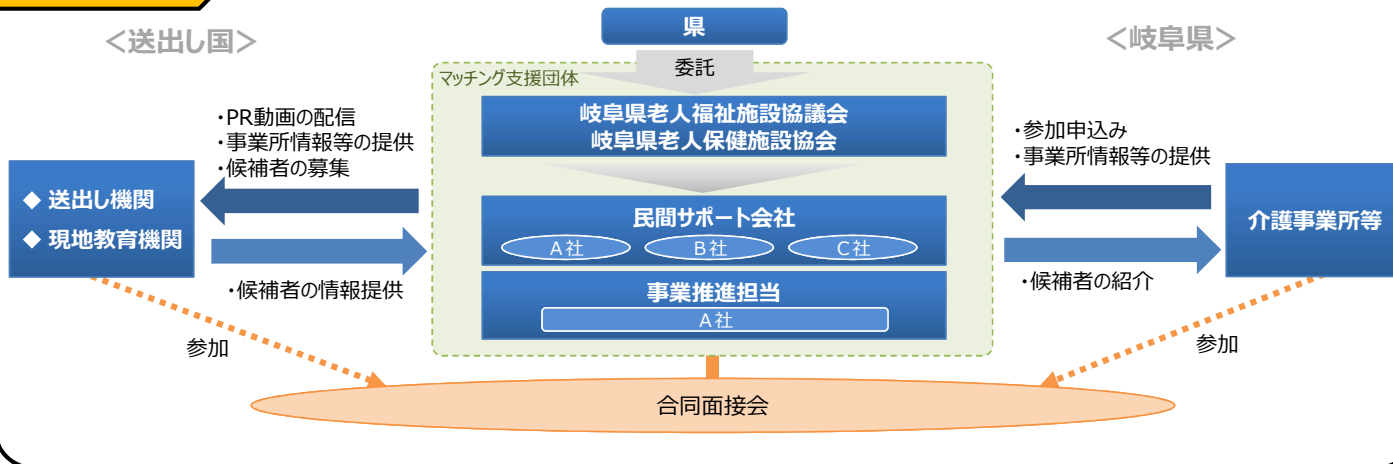
- 小規模な法人は、大規模な法人に比べて介護人材の確保が困難である場合が多いが、このような小規模な法人において外国人介護人材を受け入れるためには、生活、学習、情報等のあらゆる面からの環境整備が必要である。
- 本県内の高等教育機関と連携し、ミャンマーからの留学生の受け入れを検討しているが、実際に受け入れるためには、入試の受験要件等を含め、2～3年後を見据えた調整を行う必要がある。

【岐阜県】令和2年度 外国人介護人材マッチング支援事業

事業概要(目的・内容)

- 県内介護事業所への就労(特定技能1号)を希望する人材及び介護福祉士養成施設への留学を希望する人材と、県内介護事業所等とのマッチングと就労につなげるため、県内介護事業所等と送出国の関係機関等と相互の情報提供や合同面接会を実施する。

事業スキーム



事業実績・成果

- 送出国の介護人材に対し、岐阜県の介護事業所で就労することの魅力やメリットのアピールや、県内介護事業所で働く外国人介護人材の様子等を紹介するためのPR動画を制作。
- 特定技能就労希望者及び留学希望者と、県内介護事業所とのマッチングに向けた合同面接会を開催。

今後の課題

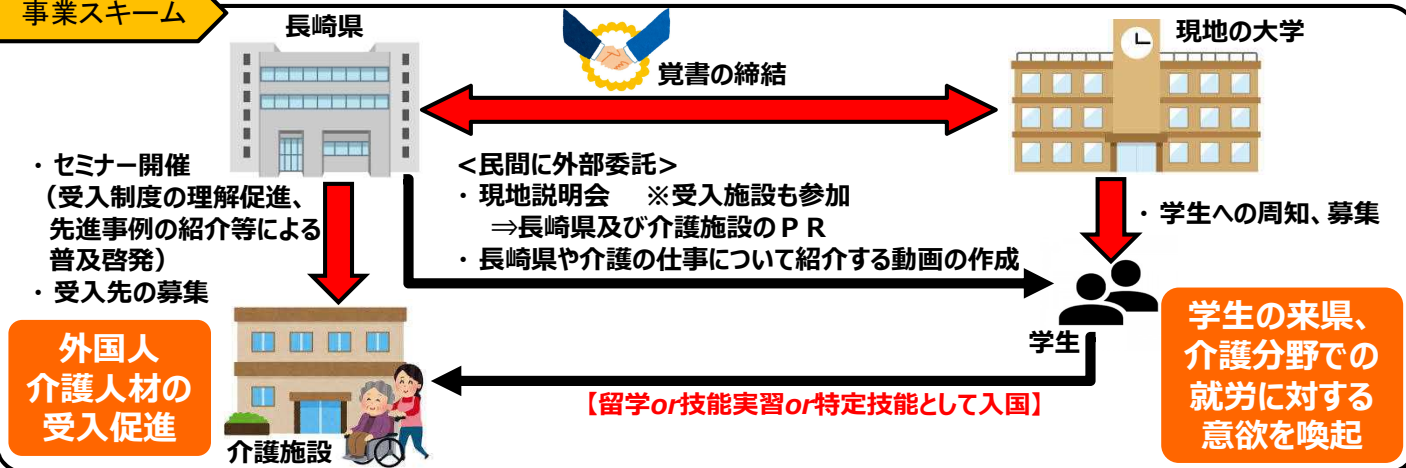
- 県内介護事業所に対しさらなる周知を図っていくことで、合同面接会への参加事業所を増やしていく。
- PR動画の活用等により送出国の介護人材に働きかけることにより、岐阜県の介護事業所での就労を希望する介護人材を確保していく。

【長崎県】外国人介護職員の確保・定着支援事業(うちマッチング支援事業について)

事業概要(目的・内容)

- 長崎県との友好交流関係があるベトナムの都市の公的な機関や学校と覚書を交わし、公的な連携のなかで外国人介護人材を受け入れる取組を実施。
- 県内介護施設等の外国人介護人材受入を促進するため、「外国人介護人材受入促進セミナー」を開催。
- 県と大学で覚書を交わし、連携協力する体制を構築、現地大学側が学生への周知や長崎に来てくれる学生の募集を行うとともに、県は、学生の来県及び介護分野での就労に対する意欲を喚起するため、現地で説明会等を開催。

事業スキーム



事業実績・成果

- ベトナム・ドンア大学との介護人材に関する覚書を締結 (同国の別大学との覚書締結を年度内に実施予定)
- R3年度から約20名/年の外国人介護人材の受入を計画

今後の課題

- R3年度からの受入に向けて、現地又はwebでの県内介護事業所と学生との面談会及び説明会を実施する。
- 学生が後に続くよう、トラブルなく安心して過ごすことができる受入環境を整えるとともに、フォローアップを実施していく。

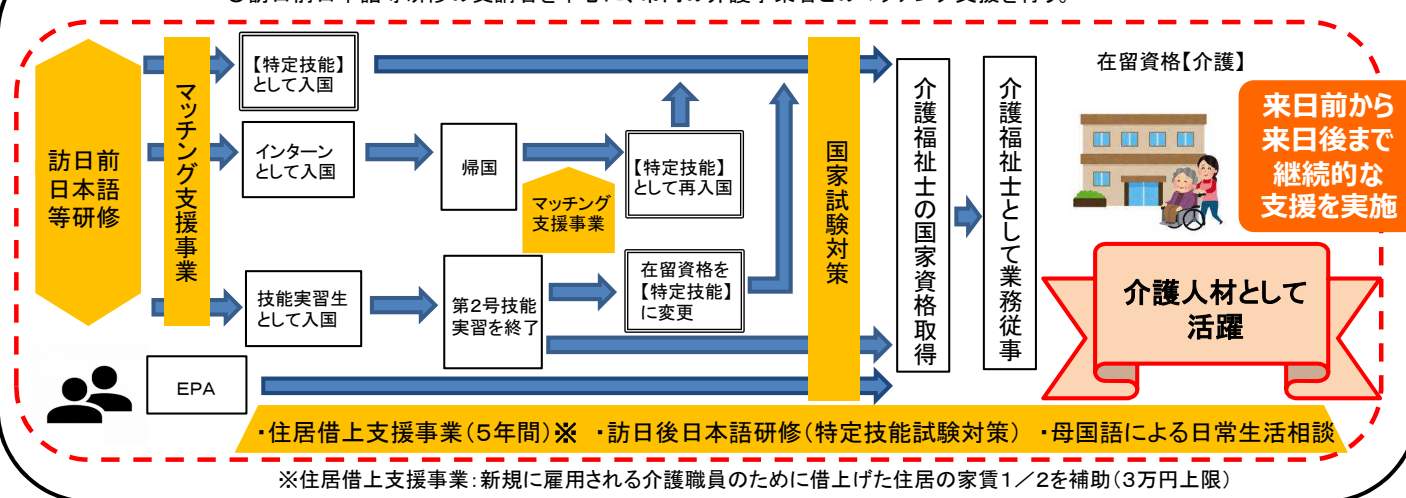
(参考)【横浜市】介護人材支援事業

事業概要(目的・内容)

○横浜市での就労を希望する外国人を対象に、来日前の現地における研修(訪日前日本語等研修)から、来日後の住居の確保をはじめとする様々な支援を継続的に行う。

事業スキーム

- 訪日前日本語等研修は、覚書を締結しているベトナム及び中国の学校または学校が指定する教育機関に委託して実施。
- 訪日前日本語等研修の受講者を中心に、市内の介護事業者とのマッチング支援を行う。



事業実績・成果

- 令和2年度の事業実績については、
 - ・ 訪日前日本語等研修…ベトナム2校、中国3校で実施 合計93人受講
 - ・ 住居借上支援事業…95人利用(令和2年11月現在)

今後の課題

- 国内の受入施設を増やしていくための説明会等の実施や、施設に対する受入支援策をさらに検討していく。
- 新型コロナウイルスの影響により入国に制限があり、受入の見通しが立っていない。